

空き家に関する 総合相談窓口設置

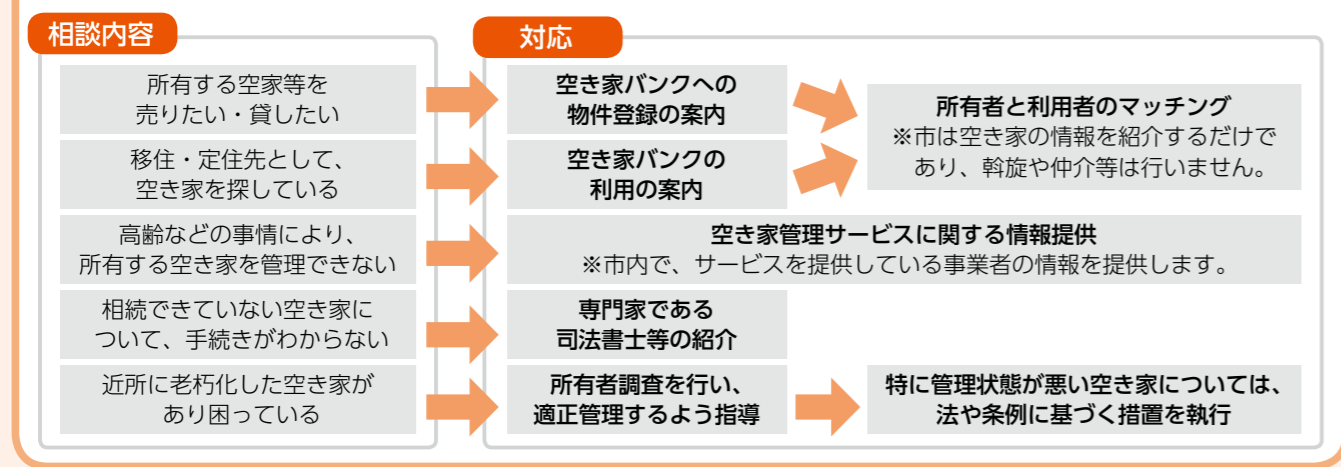
近年、高齢化や核家族化などによって空き家が増加しています。それに伴い、所有・管理する空き家や近隣の適正に管理されていない空き家に関して、お悩みをお持ちの方が増えております。その一方で、移住・定住先として市内の空き家を探している方もおられます。

市では、そのような空家等に関するさまざまな相談を一元的に受け付ける

総合相談窓口を建設部住宅建築課に設置しました。

空き家に関する事でご相談がある方は、総合相談窓口までお気軽にお問い合わせください。

空家等に関する相談への対応（一例であり、その他の相談も受け付けます）



問合せ

住宅建築課 空家対策室
TEL.78-0029 FAX.63-4601 koka10405000@city.koka.lg.jp

甲賀ジヨブフェア （合同就職面接会） 出展企業・事業所募集

就職を希望する学生および若年求職者と採用を希望する市内企業・事業所との合同就職面接会を開催します。この甲賀ジヨブフェアに出展を希望される企業・事業所を募集します。

甲賀ジヨブフェア
日時… 7月4日（火）13時～16時
場所… クサツエストピアホテル



▲昨年度のジヨブフェア

●対象企業・事業所

平成30年3月に大学（院）、短期大学、高等専門学校等を卒業予定の学生（卒業後3年以内を含む）および若年求職者（概ね40歳代前半まで）を正社員として採用予定の市内企業・事業所

●募集期間

4月3日（月）～14日（金）《先着50社》

※応募方法等詳細については、市ホームページでご確認ください。
※応募いただいた企業・事業所の業種や採用予定者の新規学卒人数・一般求人数など偏りが生じた場合は調整させていただきます。
※出展決定企業・事業所は、6月中旬開催予定の事前セミナーに出席していただきます。合同就職面接会当日の詳細については、事前セミナーで説明します。

問合せ

商工労政課 労政係 TEL.65-0710 FAX.63-4087

陶業後継者の育成を支援

信楽焼および八田焼の関連事業所で5年以上就業予定の方に修学資金を貸与します。次のとおり平成29年度の修学資金貸与学生を募集します。

- 募集人員 若干名
- 就学機関
デザインまたは窯業に関する技術、技能などを養成する機関
- 貸与期間 2年以内
- 貸与額 月額10万円を限度として無利子で貸与
- 貸与条件



修学終了後引き続き5年以上陶業関連事業所に就業しようとする方で高等学校卒業または同等の学力を有すると認められる方

■資金返還
貸与を受けた修学資金は卒業後5年以内に50%（家業に就く方は70%）の返還をいただきます。

■申請手続
所定の申請書に必要書類を添えて募集期限までに下記まで提出してください。後日、修学資金貸与審査会において面接を行い、採否および貸与額を決定します。

■募集期限 4月14日（金）

問合せ

商工労政課 商工業振興係
TEL.65-0709 FAX.63-4087

女性の資格取得を応援する企業を支援

市では、女性の雇用の安定および市内企業の活性化を図るため、女性従業員の資格取得にかかる費用を負担した企業に対し、経費の一部を補助します。

- 補助対象者
次のいずれにも該当する市内に事業所を有する個人または法人
・資格取得にかかる他の補助金を受けていないこと
・市税（市民税、固定資産税、軽自動車税）の滞納がないこと
- 補助対象経費
女性従業員が国家資格、公的資格若しくは民間資格に合格した場合に、企業が補助または負担した経費
- 補助金の額
補助対象経費の1/2以内（年度上限額10万円、千円未満切り捨て）
- 必要書類
・経費の内訳がわかる書類
・補助対象者が経費を支払ったことがわかる書類
・女性従業員であることがわかる書類
・資格取得を証明する書類
・市が指定する申請書等
- 申請期限
資格取得日の属する年度末（平成30年3月31日）まで
詳しくは、市ホームページをご覧ください。



問合せ

商工労政課 女性活躍推進室
TEL.69-2189 FAX.63-4087

平成29年度から

後期高齢者医療保険料の軽減の内容が変わります。

●被用者保険の被扶養者であった方の均等割額の軽減割合が変わります。

後期高齢者医療制度に加入する前日まで被用者保険（職場の健康保険等）に加入している方に扶養されていた方、被扶養者の保険料の軽減割合が次のように変わります。

改正後 均等割額 7割軽減

※後期高齢者医療制度での加入年数に関わらず一律変更されません。

●所得割額の軽減割合が変わります。

所得割額の算定基礎となる所得の額が58万円を超えない方の所得割額の軽減割合が次のように変わります。

改正前 所得割額 5割軽減

改正後 所得割額 2割軽減

●保険料均等割額の軽減対象となる所得範囲が拡大されます。

（被保険者とその世帯の世帯主の総所得金額等が、次の計算式を超えない方）

■均等割額が2割軽減される方
改正前 「基礎控除額（33万円）」 + 「48万円×世帯の被保険者数」

改正後 基礎控除額（33万円） + 「49万円×世帯の被保険者数」

■均等割額が5割軽減される方
改正前 「基礎控除額（33万円）」 + 「26.5万円×世帯の被保険者数」

改正後 基礎控除額（33万円） + 「27万円×世帯の被保険者数」

問合せ

保険年金課
後期高齢者医療係
TEL.65-0689
FAX.63-4618
滋賀県後期高齢者医療広域連合
TEL.077-522-3013

